

上尾市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を執行したので、同条第9項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年3月25日

上尾市監査委員	米	山	睦
上尾市監査委員	代	田	龍 乘
上尾市監査委員	小	林	淳 子

上尾市長 畠山稔様
上尾市議会議長 田中一崇様
上尾市教育委員会教育長 西倉剛様
上尾市固定資産評価審査委員会委員長
根岸新作様
上尾市選挙管理委員会委員長 鈴木博様
上尾市代表監査委員 米山睦様
上尾市公平委員会委員長 根岸遼様

上尾市監査委員 米山睦
上尾市監査委員 代田龍乗
上尾市監査委員 小林淳子

令和6年度定期監査等の結果に関する報告書について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

令和6年度定期監査等結果報告書

1 準拠基準

上尾市監査基準

2 監査の種類

定期監査（財務監査）及び行政監査

3 監査実施日

- (1) 令和6年10月31日(木) 市長政策室、議会事務局、教育総務部、小・中学校(高崎線西側)
- (2) 令和6年11月29日(金) 行政経営部、学校教育部
- (3) 令和6年12月26日(木) 市民生活部、出納室
- (4) 令和7年1月31日(金) 総務部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
- (5) 令和7年2月7日(金) 都市整備部

4 監査の対象

市長政策室 秘書政策課、広報広聴課
議会事務局 議会総務課、議事調査課

教育総務部 教育総務課、生涯学習課、図書館、スポーツ振興課

小・中学校（高崎線西側）

富士見小学校、大石小学校、大石南小学校、今泉小学校、西小学校、大石北学校
平方小学校、大谷小学校、鴨川小学校、平方東小学校、平方北小学校、大石中学校、
西中学校、大石南中学校、太平中学校、南中学校、大谷中学校

行政経営部 行政経営課、財政課、市民税課、資産税課、納税課、施設課

学校教育部 学務課、指導課、教育センター、学校保健課、中学校給食共同調理場

市民生活部 市民課、市民協働推進課、消費生活センター、保険年金課、
交通防犯課、人権男女共同参画課

出納室

総務部 総務課、職員課、IT推進課、契約検査課、危機管理防災課

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

都市整備部 都市計画課、市街地整備課、建築安全課、開発指導課、みどり公園課、
建設管理課、道路河川課

5 監査の範囲

(1) 市長政策室、議会事務局、教育総務部、小中学校（高崎線西側）

令和6年4月1日から同年8月31日までの財務等に関する事務

(2) 行政経営部、学校教育部

令和6年4月1日から同年9月30日までの財務等に関する事務

(3) 市民生活部、出納室

令和6年4月1日から同年10月31日までの財務等に関する事務

(4) 総務部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

令和6年4月1日から同年11月30日までの財務等に関する事務

(5) 都市整備部

令和6年4月1日から同年11月30日までの財務等に関する事務

6 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、財務等に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ適切に行われているかに主眼をおき、また、経済性、効率性、有効性の観点に留意しつつ、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係諸帳簿を試査照合するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に行われているものと認められたものの、一

部に次のとおり指摘すべき事項が見受けられたので、適正な事務執行に努めるべく、その措置を講じられたい。

なお、軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。

契約関係

(1) 次の業務委託契約の締結に当たって、設計額を上回った金額で業務委託契約を締結していた。

- ・ 医療材料等回収業務

【学校保健課】

(2) 次の賃貸借契約の締結に当たって、契約事務執行要綱に定める執行伺の起案（起工起案）がされておらず、契約規則に定める契約書の作成もしくは請書その他これに準ずる書面の徴取をしていなかった。

- ・ 選挙用品借上料（コピー機搬入・搬出料）

【選挙管理委員会事務局】

8 意見

任意団体へ交付している補助金について、その振込先の通帳等を所管課で管理しているか調査したところ、所管課で管理しているケースが多数見受けられた。

所管課は補助金交付及び事業完了報告を受けるにあたり補助事業の運営や事業内容、補助金の使途などについて審査する立場であり、任意団体の通帳等の管理を所管課で行うことは役割が不明確となり適切ではない。また、事故等が発生した場合には管理責任も生じるため任意団体の通帳等の管理については全庁的に検討されたい。